

街の不動産トラブルを解決する

21 調停人候補者紹介

ADR（裁判外紛争解決）という概念には、裁判以外

の紛争解決手段が広く含まれます。（一社）日本不動産仲裁機構に寄せられる様々な相談のうち、制度上の正規の和解手続きに至るものはごく一部ではあります。ADR制度を背景にお客様の相談に向き合う調停人の日々の活動はそれ自体が広い意味でのADRと呼ぶことができるでしょう。（ここでは、そのような街の不動産業者（調停人候補者）の方々の声を）紹介します。

（）では、当事務所の対応した遺産分割事例について紹介いたします。亡くなられたお父様がお子さん4人へ遺言書で財産を指定し、おおむね金員が納得。いつたんは分割協議書の作成に入ったそうです。しかし、財産には軍用地が含まれており、長男から私に「毎年の軍用地料の分配について、仮壇やお墓の管理や祭祀継承をするには物入りで

ある旨、均等では納得がない」と相談があつたため協議に参加いたしました。

協議では、まず祭祀継承等には費用が掛かることから、別途、祭祀管理料を設け分配した。長男なんだから管理するのではなく、と難色を示す弟妹もいましたが、相続事例を挙げ、その内容が一般的に多く採用されている旨の説明を行い、全員に了承してもらいました。

次に、分配について、兄弟にはそれぞれ「家族があつて、お子さんが幼少期・大学進学期・義父母の介護期のラ



上原輝夫氏

【調停人候補者】

上原 輝夫 氏

行政書士ヒューマンサポートオフィス 所長(沖縄県那覇市)

り、必要なお金が違つてきまです。ですので、分配については、固定で行うのではなく、互いが助け合えるような方法を提案しました。

必要な人に多く

それは、全員の子育て等が一段落する、12年後を見据えて、12年に入る軍用地料の総額が公平な分配になる前提で、必要な時期に必要な人に多く分配するよう「3年ごとに協議する方法」です。これによつて、大学

◎ 沖縄県行政書士会会員
G・行政書士ヒューマンサポートオフィス
「会社と家族の相談相手」
<https://soudan-aite.net>

TEL 098-859-0579
FAX 098-993-7356

事務所看板

進学を控えた家族には最初の3年を手厚く分配し、次の3年は分配を少なくするなど、家族のライフステージで分配を変えられるメカニズムがあります。裁判までするには大げさだと思つ、民事上のトラブルもたくさんあります。ADRを利用し話し合いによって解決ができるれば、大事にも至らず、効率もよく、効果も高いサービスと言えるのではないか

とを思いやる話し合いで、兄弟の仲も深まつた。